

平成28年度答申第1号

平成28年10月3日

印西市議会議長

小川 義人 様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 伊 藤 義 文

不開示決定通知書に対する審査請求について（答申）

平成28年6月23日付け印西議第82号で諮問のあったこのこと
について、印西市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1号の
規定により、別紙のとおり答申します。

別 紙

答 申

1 答申の趣旨

実施機関が行った決定は、結論としては妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が実施機関たる議会に対して、平成28年5月2日付けで印西市情報公開条例（以下単に「条例」という。）に基づき、平成23年度議会運営委員会行政視察（福島～山形）に係る旅行代理店が発行した見積書及び請求書並びに宿泊先が発行した請求書及び領収書の開示を求めたのに対して、実施機関が、前記各文書について、文書不存在を理由に不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、本件処分に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をしたものである。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

実施機関が、旅行代理店に支払った、印西市議会議会運営委員会による行政視察に要した費用について、支出根拠である旅行代理店からの見積書及び請求書並びに宿泊先からの請求書及び領収書が存在しないとの決定は、関係する条例及び会計規則の趣旨から、誤りである。

4 実施機関の主張要旨

- (1) 旅費の支給及び精算は、「印西市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「印西市職員の旅費に関する条例」（以下「関係条例」という。）に基づき、実施機関が印西市会計課から概算で支給を受け、視察終了後、実施機関から旅行代理店に対し、実際にかかった費用を支払い、残額について実施機関と会計課との間で精算している。また、実施機関においては、上記概算額の支給時及び精算時に、会計課が指定する必要書類を添付

し、会計課の審査を受けて、各処理を終えているため、条例に反してはいない。

- (2) 当該視察における旅費は、本来、実施機関から個人に支給されるものであるが、旅行代理店の発行する見積書及び請求書により、実施機関が便宜上取りまとめて支給及び精算の手続を行ったものである。
- (3) 旅行代理店の発行する見積書及び請求書は、関係条例により定額支給される宿泊料等以外の旅費について、概算額を算出するために徴したものであって、条例第2条第2号の定義規定による公文書、すなわち「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」として取得したものではない。
- (4) 審査請求人は、実施機関が実施した情報提供によって、開示請求以前に、求める文書が存在しないことを知りながら、「旅行代理店からの見積書、請求書及び宿泊先からの領収証又は請求書」という文書名で、それらに記載された宿泊料という明細のさらなる内訳を知るために開示請求したものである。
- (5) 宿泊先からの請求書及び領収書は、当該視察に係る契約が旅行代理店と宿泊先との間で締結されたものであるため、取得していない。
- (6) 旅行代理店からの見積書及び請求書は公文書ではなく、保存していないため、審査請求人の開示請求に対して、文書不存在を理由に不開示決定したものである。

5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

平成28年6月23日 審査庁から諮問

平成28年8月18日 審議

6 当審査会の判断

- (1) 審査請求人が開示を求めているのは、旅行代理店が作成した見積書及び請求書並びに宿泊先が発行した請求書及び領収書であり、

それぞれ発行主体が異なる文書である。

- (2) 宿泊先が発行する請求書及び領収書が存在しないことの理由について、実施機関は、当審査会に対し、宿泊契約そのものは、旅行代理店と宿泊施設との間で締結されたものであることから、そもそも実施機関が取得する筋合いのものではないとしている。

当該視察については、宿泊先の外、交通機関等についても旅行代理店を通じて手配を行っているとして、このような場合、宿泊先との契約は旅行代理店が行うものであることから、宿泊先が発行する請求書及び領収書は、直接には旅行代理店あてに発行されるものである以上、これらの文書を実施機関が取得することはないのであって、上記実施機関の説明には合理性があるものと認められ、これらの書類は実施機関に存在しないものと推認されるのであって、これらの書類について不存在として不開示決定をした実施機関の判断は相当である。

- (3) これに対し、旅行代理店が発行した見積書について、実施機関は、関係条例により定額支給されている宿泊料等以外の旅費について、概算額を算出するために徴したものであって、本市行政文書管理規程に基づく文書登録を行っていないことから、条例第2条第2号の定義規定による公文書には該当せず、当該書面を保存していない旨主張する。

しかしながら、条例上の公文書に該当するか否かは、收受印及び文書登録の有無により判断するものではなく、実施機関の職員が職務遂行のために取得したものかで判断すべきである。旅行代理店が発行する見積書について、実施機関担当者は、これを宿泊料等以外の旅費について概算額を算出するために用いている以上、当該文書は実施機関において職務たる旅費算定事務のために供されているものというべきであって、条例上の公文書としての性質を否定することはできないというべきである。

- (4) また、旅行代理店が発行する請求書について、実施機関は、概算で支給された旅費の清算処理に必要となる旅行命令簿を作成するために、参考として取得したものであり、廃棄又は紛失により保有していないと主張するが、当該文書についても、旅行代理店発行に係る見積書と同様、職務たる旅行命令簿作成事務に供するために取得した文書である以上、条例上の公文書にあたるものといわざるをえない。

- (5) 当審査会は、上記の見解を前提として、実施機関に対しあらためて上記(3)及び(4)記載の文書の所在について調査を求めたが再調査によっても各書面を発見することはできなかった。実施機関に存在しない書面について開示決定をすることはできない以上、当審査会としては、前記各書面についての実施機関の不開示決定は、結論として相当とせざるをえない。
- (6) しかしながら、上記のとおり実施機関における条例上の「公文書」要件の理解は不正確であって、当審査会は実施機関に対し、今後、情報公開の意義を形骸化させることのないよう、条例における公文書の意義を正確に理解し、公文書の適正な管理に努めることを求める。

7 答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄